

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途状況についてお知らせします

平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が 5%から 8%へ引き上げられ、その後平成 30 年 10 月より 8%から 10%へと再度引き上げられたことに伴い、国から交付される地方消費税交付金も 1%から 1.7%、1.7%から 2.2%へと引き上げられました。この地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、全て「社会保障施策に要する経費」に充てるものとされており、令和 6 年度決算において、地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費は次のとおりです。

○ 令和 6 年度決算額

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分）3 億 4, 4 5 6 万円 【歳出】社会保障施策に要する経費 4 4 億 2, 5 4 7 万円

区 分		事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	うち社会保障財源分の 地方消費税交付金
			国・道支出金	その他		
社会福祉	障がい者に対する給付費、子ども・子育て支援に要する経費など	24 億 7,021 万円	14 億 7,951 万円	9,029 万円	9 億 41 万円	1 億 9,233 万円
社会保険	国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金など	5 億 4,769 万円	1 億 3,621 万円	—	4 億 1,147 万円	4,264 万円
保健衛生	救急医療確保、医師確保対策など 町立病院事業会計への繰出金、各種予防接種に要する経費など	14 億 757 万円	395 万円	1,554 万円	13 億 8,809 万円	1 億 959 万円
合 計		44 億 2,547 万円	16 億 1,967 万円	1 億 583 万円	26 億 9,997 万円	3 億 4,456 万円

※円単位のを四捨五入し万円単位で表記していますので、合計の額が一致しない場合があります。